

議案第 1 2 8 号

埼玉県都市競艇組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更
及び財産処分について

鳩ヶ谷市の埼玉県都市競艇組合からの脱退に伴い、同組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び別紙のとおり同組合の規約を変更することについて地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により協議するため、並びに鳩ヶ谷市の脱退にかかわらず同組合の財産を同組合に帰属させることについて同法第 7 条第 5 項の規定により協議するため、同条第 6 項及び同法第 2 9 0 条の規定により議決を求める。

平成 2 3 年 9 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

(別紙)

埼玉県都市競艇組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県都市競艇組合同規約(昭和32年指令地収第1549号)の一部を次のように変更する。

第2条中「、鳩ヶ谷市」を削る。

第5条第1項中「30人」を「28人」に改める。

附 則

この規約は、平成23年10月11日から施行する。